

令和7年度
社会福祉法人大淀町社会福祉協議会
地域の居場所づくり助成事業 実施要領

令和7年3月1日制定

1 趣旨

地域で支えあう住民の福祉活動を支援するため、大淀町内において「身近な地域の居場所づくり」に取り組む民間非営利の団体又はボランティアグループを対象に助成を行うものとし、その助成に関しては、この要領の定めるところによる。

2 対象となる団体

大淀町内において「地域の居場所づくり」に取り組む、次の(1)～(4)の要件を満たす団体。

- (1) 大淀町社会福祉協議会に「ふれあいサロン」として登録されている団体
- (2) 民間非営利の団体又はボランティアグループ
- (3) 継続的かつ計画的な活動を行う団体
- (4) 当該年度に大淀町社会福祉協議会による他の助成金を受けていない団体

※営利法人、宗教法人、医療法人、学校法人、一般社団法人は対象外

3 対象となる活動

交流を目的とした活動で次の各号に掲げる要件を全て満たすもの。

- (1) 大淀町内で行われる自主的かつ継続的な活動であること
- (2) 責任のある運営が行われていること
- (3) 利用料は無料又は実費程度であること
- (4) 誰もが安心して参加できる地域に開かれた居場所であること
- (5) 1回に5名以上の参加が見込まれること
- (6) 特定の者を対象としないこと
- (7) 3カ月に1回以上の頻度(1回あたりの開催時間が概ね1時間以上)で行うこと
- (8) 営業、営利、勧誘等を目的としないこと
- (9) 政治及び宗教に係る活動を行わないこと
- (10) 法令および公序良俗に違反しないこと

※住民の交流が目的ではなく、特定の趣味やスポーツなどに限定した習い事教室、サークル活動は対象外

4 助成対象となる経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 報償費…外部講師、専門家への謝礼等
- (2) 使用料・賃借料…会場や機材の使用料等
- (3) 印刷製本費…ポスター、チラシ、資料の印刷費等
- (4) 備品費…事業に使用する備品費等
- (5) 消耗品費…用紙、文房具、インク、茶菓子代等
- (6) 通信運搬費…郵便代等
- (7) 保険料…行事保険料等

※地域サロンとして登録されている場合は、サロン保険を社会福祉協議会が負担いたします。

- (8) その他…経費として本会がみとめるもの

5 助成金の対象とならない経費

人件費や旅費、入場料、弁当代、その他経費として不適切であると本会が判断したもの。

6 助成対象期間

令和7年度内(令和7年4月1日から令和8年3月31日)で実施する居場所づくりの活動。

7 助成金

活動頻度や活動時間に応じ、下記の表に該当する金額を助成金とする。

活動頻度及び時間	1時間程度の活動	2時間程度の活動
3か月に1日程度(4回以上)	4,000円	8,000円
月1日程度(11回以上)	7,500円	15,000円
月2日程度(22日以上)	10,000円	20,000円
週1回程度(48日以上)	12,500円	25,000円

8 申請期間

令和7年4月1日(火)から令和7年6月30日(月)までとする。

9 申請方法

申請団体の代表者は次項の必要書類を大淀町社会福祉協議会事務局(大淀町下淵1223)へ直接提出する。※郵送や代理による申請は受付不可とする。

10 申請に必要な書類

- (1) 地域の居場所づくり助成事業申請書（様式第1号）
- (2) 活動チラシ又は計画書等

11 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成金額を決定し、申請団体に結果を通知する。なお、助成金は予算の範囲以内での交付とする。

12 実績報告

助成が決定した団体は、令和8年4月末日までに下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 助成事業実績報告書（様式第3号）

※本会職員は必要に応じて助成が決定した団体の支出状況を確認する。

※助成が決定した団体は領収証等の根拠資料を必ず保存しておかなければならない。

13 助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできない。

下記に当てはまる場合は、助成金全額を返還してもらう。

- (1) 申請事業を中止した場合
- (2) 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合
- (3) 助成金の不正利用
- (4) 助成金で購入した備品等の譲渡、売却を行った場合

※この他、活動頻度や利用者数が下回っていた場合、経費が助成金額を下回っていた場合、差額を返還してもらう。

14 居場所に関する情報の公表

助成金の対象とする居場所に関する情報は、本会広報紙及びホームページにより広く公表する。

15 その他

本会職員は必要に応じて活動状況を確認するため活動場所を訪問する。